

内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の有機認証業務規程第49条第2項により、内部監査に関する必要な事項を定めるものである。

(監査役の選任)

第2条 理事長は、監査役として、「日本農林規格等に関する法律」（施行令、施行規則、認証の技術的基準、日本農林規格、その他関連告示等を含む。）、「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準（ISO/IEC17065）」に関する十分な知識及び内部監査を行う知識を有する者を2名以上任命するものとする。

2 監査役の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 監査役は、認証部員のうちから監査補助職員を任命し、監査役以外の職員を監査の補助に当たらせることができるものとする。

4 監査役及び監査補助職員は、認証業務に従事する者と同等の守秘義務を負うものとする。

(監査役の権限)

第3条 監査役は、認証部に対し、内部監査の実施に必要な書類の提出、内容の説明及びその他必要な要求をすることができるものとする。

2 認証部は、正当な理由なく前項の要求を拒否したり、虚偽の書類を提出したり、若しくは虚偽の説明をしてはならない。

(監査役の責務)

第4条 監査役は、内部監査の実施にあつては、公正な態度と適正な倫理をもって臨まなければならない。

2 監査役は、内部監査を行うことにより、認証業務を著しく阻害することのないよう努めなければならない。

3 監査役及び監査補助職員は、監査上知り得た秘密を他に漏らし又は個人の利益に利用してはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(内部監査の方法)

第5条 内部監査の区分は、定例監査及び臨時監査とするものとする。

2 定例監査は、年1回実施することとし、実施時期は当該事業年度終了後を目安とするものとする。

3 監査役は、定例監査が支障なく実施されるように実施計画をあらかじめ策定する。なお、実施計画には、前回までの内部監査の結果の他に、農林水産省による調査及び

独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる定期的調査等の結果も考慮して策定するものとする。

- 4 理事長又は監査役が必要と判断した場合は、定例監査以外に臨時監査を実施することができるものとする。
- 5 監査役は、内部監査を行うときは、理事長に対し、監査期日 7 日以上前に文書又は口頭で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。
- 6 内部監査は、原則として業務時間中に行うものとする。
- 7 監査役及び監査補助職員は、現金、有価証券の実査及び 重要書類の閲覧を行うときは、関係者の立会を得なければならないものとする。
- 8 定例監査の範囲は、認証業務のすべてとする。ただし、内部監査部門は、除外するものとする。
- 9 臨時監査の範囲は、監査役が必要と認める範囲内とする。ただし、監査中に平行監査が必要であると判断した場合は、監査の範囲を拡大することができるものとする。

(監査結果の報告)

第 6 条 監査役は、内部監査が終了したときは、速やかに監査報告書を認証部長及び理事長に提出するとともに、必要に応じて関係者に説明を行うものとする。

- 2 監査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査の対象
- (2) 監査にあたった監査役及び監査補助職員の氏名
- (3) 監査日時及び期間
- (4) 監査意見（改善推奨事項を含む。）
- (5) その他必要な事項

- 3 監査役は、内部監査の途中であっても、次に掲げる場合には、直ちに理事長に報告しなければならない。

- (1) この法人又は認証事業者に極めて重大な損害を与えていることが判明したとき、又は与える恐れがあると判明したとき。
- (2) その他重大な瑕疵があり、緊急に措置を講じる必要があるとき。

(改善措置)

第 7 条 理事長は、監査役より改善事項の指摘又は指示を受けた場合は、速やかに改善措置を講じて、その内容を監査役に報告しなければならない。

- 2 内部監査で不適合の指摘を受けた改善すべき事項の是正に関しては、不適合業務管理規程の手順を準用するものとする。
- 3 監査役は、報告を受けた改善措置について、改善が十分であるかどうかを評価しなくてはならない。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、理事会の決議を得なければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。

(附則)

1. この規程は、平成18年3月10日より施行する。
2. 平成24年8月30日一部改訂（この一部改訂は平成24年9月9日より施行する）。
3. 平成25年9月8日一部改訂（この一部改訂は平成25年9月8日より施行する）。
4. 平成26年3月9日一部改訂（この一部改訂は平成26年3月9日より施行する）。
5. 平成30年12月16日一部改訂（この一部改訂は平成31年4月1日より施行する）。